

確 認 書

取 入
印 紙
¥200

1 目 的 リース契約に係る確認書

2 納 車 期 限 落札日から令和8年4月25日

上記について、公益社団法人木曽三川水源造成公社（以下「甲」という。）と、契約先名（以下「乙」という。）との間において、次の条項により確認する。

（総則）

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、履行期限までに、公用車（リース）を納車しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない事項については、甲乙協議して定める。

（調査等）

第2条 甲は、必要と認めるときは、処理状況を調査し、又は乙に対し報告を求めることができる。

（仕様書等不適合の場合の修正義務）

第3条 乙は、仕様書に適合しない場合において、甲がその修正を要求したときは、乙はこれに従わなければならない。この場合において、そのために履行期限を延長することはできない。

（期限の延長）

第4条 乙は、天災地変その他自己の責によらない理由により履行期限までに公用車（リース）の納車を完了することができないときは、甲に対し遅滞なくその理由を付して、履行期限の延長を求めるものとする。

2 前項の場合において、乙が著しい損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（管理義務）

第5条 乙は、業務の施行上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰する理由による場合においてはこの限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金）

第6条 甲は、乙の責に帰する理由により納車期限内に公用車（リース）の納車を完了しないときは、その期限の翌日から遅延日数に応じ、未済部分に対応する金額に対し、年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額を損害金として徴収する。

（検査及び引渡し）

第7条 乙は、公用車（リース）の納車を完了したときは、遅滞なく甲に対して納品書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の納品書を受理したときは、その日に目的物について検査をしなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり目的物について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

(甲の解除権)

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは元のリース契約の申込みを解除することができる。

- 一 乙の責に帰する理由により、納車期限内に納車の見込みがないと認めたとき。
- 二 乙又はその使用人が検査もしくは監督に際し職務執行を妨げ又は妨げようとしたとき。
- 三 前各号のほか、不履行のおそれがあると認めるとき。

2 甲は、乙が前項各号の一に該当したことにより、リース契約の申込みを解除した場合は、落札金額の 10 分の 1 に相当する額の違約金を徴収する。

(談合その他不正行為による解除)

第9条 甲は、乙（乙が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員）が本件リース契約に関し、次の各号の一に該当するときは、リース契約を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして独占禁止法第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令を行い、同条第 7 項の規定により当該排除措置命令が確定したとき（独占禁止法第 77 条の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- 二 公正取引委員会が、乙に独占禁止法違反行為があったとして、独占禁止法第 50 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令を行い、同条第 5 項の規定により当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消された場合を含み、独占禁止法第 77 条の規定により当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- 三 公正取引委員会が乙に独占禁止法違反行為があったとして行った排除措置命令又は課徴金の納付命令に対し、乙が独占禁止法第 49 条第 6 項又は第 50 条第 4 項の規定による審判を請求し、独占禁止法第 52 条第 5 項の規定により当該排除措置命令若しくは納付命令が確定したとき又は独占禁止法第 66 条の規定により当該審判請求に対する審決（同条第 3 項の規定による原処分の全部を取り消す審決を除く。）がされたとき（独占禁止法第 77 条の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- 四 公正取引委員会が乙に独占禁止法違反行為があつたとして行った審決に対し、乙が独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- 五 排除措置命令又は課徴金の納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。）において、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
- 六 前号の命令により、乙等に独占禁止法違反行為があつたとされた期間及び当該違反

行為の対象となった取引分野が示された場合において、本確認書が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

七 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対する刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定によりリース契約が解除された場合においては、乙は、落札金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（談合その他不正行為があった場合の違約金等）

第10条 乙は、本件確認書に関し、前条第1項各号の一に該当するときは、甲がリース契約を解除するか否かを問わず、甲に対して違約金として落札金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期間内に支払わなければならない。ただし、前条第1項第1号から第6号までのうち、審決の対象となる独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売である場合、その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 乙は、本件確認書に関し、前条第1項各号の一に該当するときは、甲がリース契約を解除するか否かを問わず、前項に規定する落札金額の10分の1に相当する額のほか、甲に対して違約金（違約罰）として落札金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期間内に支払わなければならない。

3 前2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金を合計した額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

4 前3項の規定は、本件の終了後においても適用があるものとする。

5 乙が第1項及び第2項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団排除措置による解除）

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、リース契約を解除することができる。

一 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。

二 乙の役員等（岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴排措置要綱」という。）第2条第9号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

三 乙の役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。

四 乙の役員等が、その属する法人等（暴排措置要綱第2条第8号に規定する法人等をいう。以下同じ。）若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加え

る目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴排措置要綱第2条第7号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用しているとき。

五 乙の役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。

六 乙の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

七 乙の役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。

2 前項の規定により解除された場合においては、乙は、落札金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（乙の解除権）

第12条 乙は、甲が確認事項に違反し、その違反によって本リース契約を完了することが不可能となったときは、解除することができる。

（賠償金、損害金又は違約金の控除等）

第13条 乙がこの確認書に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から支払の日まで年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額を追徴する。

2 前項の規定による追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を追徴する。

（秘密の保持）

第14条 乙は、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（その他の事項）

第15条 この確認書に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この確認事項を証するため、確認書1通を作成し、当事者記名押印のうえ、甲がこれを乙はその写しを保有する。

令和 年 月 日

甲 岐阜県美濃市生檍1612番地2

公益社団法人 木曽三川水源造成公社

理 事 長 平井 實

印

乙

印